

## 令和3年度 第2回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

### <開催概要>

日 時 令和3年11月4日（木） 午後1時30分～午後3時7分

場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉

出席者 小川会長、戸倉副会長、清水畑委員、須賀委員、高橋（馨）委員  
太田委員、高橋（映）委員、山内委員、鈴木委員、松本委員、佐野委員  
山崎（友）委員、川島委員、秋元委員、小杉委員、大沼委員、南波委員  
杉田委員、山崎（実）委員

- 次 第
- 1 開 会
  - 2 議 事
    - (1) 障害者の防災マニュアル（案）について
    - (2) 情報共有・その他
  - 3 閉 会

### <議事要旨>

開会時刻 午後1時30分

#### 障害者福祉課長

それでは、定刻となりましたので、これより令和3年度第2回江戸川区地域自立支援協議会を開催させていただきます。終了は、午後3時を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の出欠状況を報告させていただきます。富永委員、亀田委員について、欠席のご連絡をいただいております。

次に、本日の配付資料につきましては、机上に配付させていただいております。議事の途中で、資料の不備、不足等がございましたら、お声かけをいただければと存じます。

では、事務局を代表しまして、福祉部長及び健康部長より一言ご挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

—健康部長挨拶—

#### 障害者福祉課長

ありがとうございました。それでは、ここからは、会長に進行をお願いいたしたく存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 会長

改めまして、よろしく申し上げます。

今回のテーマは、皆さんに事前にお知らせしてある防災マニュアルでございます。皆様方からの様々な意見を取り入れて、さらにいいものが出来上がればと思っております。

前回は、本当にお話だけで終わってしまった会議ですけど、今回は皆様方から一言、必ずお話いただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

限られた時間内なので、皆様方、有意義に会議が行われますよう、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、本日の協議会は公開として、傍聴者の希望を募っております。その点につきまして、事務局からお願いいたします。

### 障害者福祉課計画調整係長

ホームページにおきまして、傍聴者の希望を募っております。2名の方にお申し込みをいただきまして、今ロビーでお待ちになっております。

皆様のご了解をいただけた際には、ご入場いただくこととなります。

傍聴の方への配付資料でございますが、本日皆様にお配りしております資料のうち、資料の1から4につきましては、傍聴者の方にもお配りをしたいと考えておりますが、皆様、いかがでございましょうか。

### 会長

ただいま事務局より傍聴について、ご説明がありました。委員の皆様方、よろしいでしょうか。

—異議なし—

### 会長

それでは、傍聴の方、ご入室していただけてください。

—傍聴者入室—

### 会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事1、障害者の防災マニュアル（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

### 障害者福祉課長

それでは、お手元の資料1をお開きいただけますでしょうか。障害者の防災マニュアルの概要になります。

まず、1番の目的でございますけれども、江戸川区の災害避難行動要支援者対策については、前回、第1回協議会においてご説明させていただきましたとおり、福祉施設や特別支援学校などを福祉避難所と定めまして、現在、水害時には29施設、地震時には41施設を指定しております。そこに指定させていただいた災害避難行動要支援者1,400人の方の個別避難計画を作成しております。

当協議会では、この1,400人の方だけではなく、全ての障害をお持ちの方が避難行動や個別避難計画を自ら作成できるような防災マニュアルを作成していきたいと考えておりま

す。

2番目の内容になりますけれども、災害発生前の備え、災害後の取るべき行動、障害に応じた対策、災害情報の収集などをまとめたものを作成いたしました。

3番目のスケジュールでございます。この協議会を終えた後に、障害者団体連絡会へこのマニュアルを確認していただこうと考えております。2月に行われます第3回地域自立支援協議会で、完成した防災マニュアルをお示しして、2月中旬には、江戸川区ホームページに掲載したいと考えております。

続きまして、資料2でございます。障害者の防災マニュアル（案）について説明をさせていただきます。

まず1ページをご覧ください。災害発生前の備え、共通事項として、障害の種別にかかわらず、災害による被害を少なくするために準備しておくべき内容を記載しております。その内容としては、ご自宅の環境整備、普段から持ち歩くもの、非常時に持ち出すものなどの内容になっております。

続きまして、2ページには、避難所や福祉避難所を事前に確認することや災害情報の収集方法を記載しております。

3ページをご覧ください。災害が起きる前に、広域避難を要する台風として、東京地方を大規模な台風が接近・上陸する場合に、3日前から9時間前にかけて行動すべき内容とアナウンスが記載しております。なお、広域避難とは、区外の浸水しない場所へ避難することを言います。

4ページをご覧ください。災害が起きる前にとして、東京地方に台風が接近して上陸する場合、1日前から9時間前にかけて行動すべき内容とアナウンスが記載されております。台風の規模によりまして、避難指示のアナウンスがない場合は、原則として在宅避難ということになります。

5ページをご覧ください。「災害が起きたら（地震）」として、地震が起きた際の対応が記載されています。慌てず冷静に行動することが必要となり、初期対応、現状把握、避難について記載しております。

6ページをご覧ください。災害に応じた対応として、障害種別ごとの必要なことを記載しております。普段から備えること、避難するときの持ちもの、災害が起きたらなどを記載しており、介助や支援する方に向けた対応も記載しております。

次に13ページをご覧ください。個別避難計画の作成について、説明させていただきます。大規模水害発生のおそれが生じた場合や震災発生時に、自ら避難することが困難な方の避難誘導等を迅速かつ安全に実施するためには、あらかじめ支援者一人ひとりについて、誰がどのように避難を支援するかを定めておく必要があります。その個別避難計画を作成する上での注意事項などを記載しております。

14ページ以降は、個別避難計画の記入例となっております。

続きまして、20ページをご覧ください。こちらでは、災害情報の収集方法として様々な情報がある中で、信頼できる情報を入手して行動することになります。主に区の情報を記載しておりますけれども、このほかに東京都の防災アプリなどがございます。

21ページをご覧ください。安否確認の方法として、災害時には携帯電話がつながらなくなりますので、家族等の安否を確認することが難しくなります。その安否確認を補助する

ものとして、災害用伝言ダイヤルなどを記載しております。

続きまして、22ページをご覧ください。緊急医療救護所として、災害時は、診療所やクリニックは休診となるため、大けがをした場合には、地域の緊急医療救護所へ行っていただくこととなります。その一覧を記載させていただきました。

23ページをご覧ください。皆さん、ご承知かと思えますけれども、障害のある方が困ったときに、周りの方に助けをお願いするためのヘルプカードになります。携帯する場合には、提示しやすいところや周りの人の目につきやすいところに身に付けておいてくださいということで、参考に掲載させていただいております。

25ページをご覧ください。障害者差別解消法に関するお知らせになります。不当な差別的な取扱いや合理的配慮の提供を具体的な事例を含めて案内させていただいております。

26ページをご覧ください。こちらは障害者虐待防止法に関するお知らせです。今年度、障害者虐待通報ダイヤルを24時間対応で設置させていただきました。電話番号は、ここに書いてあるとおり5662-1014で、「言おう一人じゃないよ」と語呂を合わせていただいております。

以上が障害者の防災マニュアル（案）になります。この後で皆さんにご意見をいただきたいと思っています。

続きまして、資料3をご覧ください。委員の皆様にご議論いただくために、事前に障害者の防災マニュアル（案）を送らせていただきまして、ご意見をいただいたものをまとめております。この資料を踏まえて、本日委員の皆様から直接ご意見やご要望などをお聞かせいただければと存じます。いただきましたご意見やご要望に関しましては、第3回地域自立支援協議会において、防災マニュアル（案）にできる限り反映させていただきたいと存じます。

私からは以上です。

## 会長

それでは、席次の順にマイクを回させていただきます。障害者の防災マニュアル（案）につきまして、事前にご意見をいただいておりますが、改めてお話をいただきたいと思っております。

冒頭にも触れましたけれど、時間の制約もございますので、おひとり様2分程度を目安にお話しいただければと思います。なお、区への質問等に関しても、時間が限られておりますので、それも随時調整させていただく場合がありますが、ご了承ください。

それでは、お願いいたします。

## 委員

拝見させていただいたものですが、とてもよくできていると思ひまして、特に私からは意見はないです。初めてこういうものを見させていただいて、皆さん、よく練っていらっしゃるなと思ひました。

## 委員

このマニュアルに関しまして、私の意見という形で述べさせていただいた件なのですけ

れども、マニュアルとして非常に見やすく、よくできていると思われま。こういうマニュアルを作っていたときに、これをどういうふうに皆様に周知徹底するのか、介護を支援する方だけではなく、一般の方にもこういうことを呼びかけて理解していただいたり、それ以外の方々にも広く周知徹底をすることを、このようなどてもよくできたマニュアルを皆さんにも分かっていただければなということをお願いできればと思いました。

## 委員

お送りいただきましたマニュアル（案）を組織で拝見させていただきました。感想としまして、とても見やすく分かりやすくまとめられているなということで、そういう意見が幾つかありました。内容につきましては、改めて避難先として本校の名称が入っているということで気が引き締まるのと、具体的に受入れ、夜なのか日中なのか、また平日なのか休日なのか、そのようなことを含めて、連携して準備をしていくことも話し、校内で意見を共有しました。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

## 委員

見やすく文字もちょうどいいかなと思っています。もし、雨が降っているとき、袋にちゃんと入れて濡れないようにするとか、携帯するのか、見ながら思いました。ご家族や周りの人と、これを使ってコミュニケーションを取るツールにもなると思ひました。だから、これをしまっておくのではなくて、定期的に開いて会話をしてフィードバックができるのかなと思ひました。

そのほかに、マニュアルを見て、発生時までの流れが4ページにあります。いつでも避難できるように準備を始めてくださいとか、直ちに浸水しない場所へ避難してくださいなどの、どこに行ったらいいのかあらかじめ決めておく必要があると思ひます。どこに行ったらいいか書いてあると、慌てずに済むと思ひます。とっさのときは分からなくなったりするので、事前に準備しておくそんな私のマニュアルはここですよと書き込めたりするといひのかなといひのを、見せていただき、思ひ次第です。

## 委員

非常に簡潔にまとまっていてすごくいいなと思ひました。周囲とのコミュニケーションツールにいいのではないかなと思ひました。非常に見やすいといひことで、適切なのではないかなと思ひた次第でございます。

## 委員

今までご意見があつたように、非常によくできていると思ひました。資料3の意見にありますように、1日3リットルの水を3日分用意するといひのは9リットル、これがすごく大変なのではないかなと感じました。

## 委員

マニュアルに関しては、すごく分かりやすいマニュアルだと思ひています。

今年の3月に福祉避難所の訓練を実施し、福祉避難所の開設マニュアルを準備していま

す。水害、地震、感染症などの災害の中でも、事前に準備できるものと突発的に起きるものがありますが、事前に準備ができるものというところは、主に水害だと思います。相談になりますが、水害というのは広域避難が一番だと思います。江戸川区では高台が少ないので、事業所が小岩だと市川市の高めのところに、まず避難というふうに考えています。そのようなとき、市川市などの近隣の高台がある地域と連携ができないかなと思っています。また、福祉避難所に来られる方や職員の安全を考えると、高いところへ移動させてあげたいと思います。そのとき、移動先への移動手段が問題となります。移動手段として、区内にある福祉避難所の施設がどれだけ車を持っているかわかりません。福祉避難所に移動される方の個別支援計画の中で、福祉避難所以外のメンバーが移動させることが考えられるのではないかなと思っています。広域避難に関して、危機管理部の方たちとお話しできればと思っています。

## 委員

このマニュアルについては、いろいろなことが包括されていて、内容はとても分かりやすいと思います。

家族とか支援者、あるいは事業者さんにはとてもいいかなと思うのですが、障害当事者の方に対しては、難しい部分もあるなと思いました。ただ、今順番にお話しいただいたことを考えると、コミュニケーションツールとして使いながら、当事者の方にも理解を広めていくということになるのだなと改めて思いました。言っていたように、「私のマニュアル」みたいに書き込める部分があると、さらにいいかなと思います。

知的障害の方に対しては、少し文字量が多いと思ったことと、絵でもっと見える化できるかなと感じました。特に、差別解消、虐待防止のところは、すごく大事なことのだけども、漢字が多くてちょっと難しいと思ったので、もう少し絵でコンパクトに、何か4コマ漫画みたいな感じで表現されたほうが、分かりやすいのかなと思いました。内容はとてもいいと思いました。

## 委員

事前に提出させていただいた意見については、踏まえておいていただければいいかなと思います。

このマニュアル本体については、今も多くの委員さん方がお話ししたとおり、非常に完成度が高く、分かりやすく、よくできていると思っています。要は、いかに実効性を担保していくかというところが一番ポイントになると思います。今江戸川区が目指している、一人も取り残さないということで、対象となる全員が個別避難計画を書けるように。実は相当エネルギーがいることなのではないかなと思いますので、書いておいてではなくて、心を寄せて対応していくというところが一番求められているのではないかなと感じました。

## 委員

マニュアルの2ページの避難所・福祉避難所の確認で、青丸の二つ目で、一次避難所までの道と書いてあるのですが、意見集2ページのポチの三つ目で、私が書かせていただいたのですが、もう一回、マニュアルを見ていただくとありがたいのですが、福祉避難所と

は、特に避難行動に支援が必要な方を区が毎年指定し、その方が直接避難していただく避難所です。記載されていない方は、一次避難所が避難場所となりますと、多分、地域の方が、区立施設と考えると思うのです。でも行ったら、あなたは対象ではないですよといって、ほかに移らざるを得ない場合が出てきてしまうと思うのです。当法人の指定管理を受けている区立福祉作業所も福祉避難所になっています。例えば、職員対応も含めて大変なところがあるのですが、取りあえず受け入れて、その後で、本人が移れる状況だったらほかに移ってもらうなどを含めて考える必要があると思いました。ですから、登録されていない一般の方が来た場合どうするかというところを聞かせていただければいいと思います。福祉避難所と聞いただけで、高齢者や妊婦さんなどのいろいろな方が見えると思いますので、そこを想定するといいいと思います。

全体としては、こういうマニュアルを作るというのは、本当にいいことだと思いますので、しっかり周知されて、個別避難計画がちゃんと使われればいいと思います。その他の意見を何個か書かせていただきましたので、考えていただけるとうれしいと思います。

## 委員

全体としては、よくまとまっていると思いました。事前の準備、心構え、それから、いろいろな障害の特性に応じたそれぞれの支援のありかた、避難計画、情報収集、安否確認といったようなもの、緊急救護所、虐待防止、災害弱者とも言われる高齢者や障害者の皆さんへの基本的理解と権利擁護の視点をもって、命の価値に変わりなしというところで共生の呼びかけという非常に大きなテーマの意味を感じられました。

これは要望になりますが、広域避難について、ハザードマップで見ると土地がかなり低いです。浸水が10メートルを超えるというようなもの、あるいは2週間以上その状態が続くなどと、ぞっとするというか、どうにもこうにもならないではないのというふうに思うと、広域避難の重要性が高いと思います。そうすると、行先のめどがついていないと受入れ先も困ってしまいます。自治体同士での提携や、何かそういう助けが必要になると思います。個別にご相談、要望もしたいと思います。そのようなところも含めて、事業者向けのマニュアルがあるとうれしいなと思いました。要望が入ってしまいましたが、そのようなことを思っています。

## 委員

皆さんおっしゃるとおり、内容に関しては、字の多さとか絵がもっとというのは、どなたがご覧になるかによって振り幅があるかと思いますが、内容に関しては、とてもいいものだと思います。

ただ、どういった形で周知をされるのかというのが、何人かとお話しして、障害者の親でも福祉避難所がどこか知らなかったとか、決まった人しか行けないというのを知らなかったという話を聞きます。令和元年の台風のときにも、受付で障害がありますと言ったら、福祉避難所に行かれたらどうですかとすごく心配されて、あまり心配して言っていたので、居たたまれなくなって雨の中お家に帰ったという方もいらっしゃるのです。対象の方だけではなくて一般の方にも、福祉避難所はこういうところなのですよ、こういう方が行くのですよというところを周知していただきたいと思います。

ホームページなどで、今とても便利に使わせていただいているのですけれども、高齢の保護者では、スマホだけでは字が小さくて見えないとか、ちょっと分かりづらいという方がいるということも分かっていただきたい。ネット環境がよくないという方もいらっしゃいますので、そのようなところを考えていただければいいと思います。

もう一つ考えたのは、区にお願いするべきではないと思うのですけれども、どのようにタイムラインが作られるのかというのは、それぞれが考えたらいいいということです。最近、ニュースでもよく小学校で作ったなど、そのようなものを見ますので、どのようなものが入ると良いかたたき台として頂戴できるとうれしいと思います。そのようなことを私たち親も考えたいと感じました。

## 委員

重度の子どもを抱えて在宅しておりますので、水害があった場合は、建物が3階以上でない不安というか、浸水のおそれがあり怖いと思います。私も個別避難計画の作成をお願いしております。先ほどからいろいろな方がおっしゃっていますが、福祉避難所の対象者ではない方は、福祉避難所には行けないということです、それを各自で分かっていないといけないと思います。

福祉避難所に行きましたところ、子どもによってこだわりがあったりするので、そこで我慢することができるかどうか、福祉避難所をお願いしたとしても、ちょっと不安があります。もしどうしても駄目な場合は、区内のホテルなど、ほかに行けるか、前もってそういうホテルなどを利用できるかも知りたいです。

要援護者は集団生活が苦手なので、福祉避難所に介助者の確保が必要という課題があると思っています。

## 委員

先ほどから福祉避難所のお話が、何人かの方がお話ししていらしゃったのですけれども、私もちょっと、ここの部分が理解できないところがありまして、一次避難所というところは、障害者が住んでいる近くにあれば、福祉避難所を利用しなくてもいいという、そういう観念は植え付けられると思うのですけれども、回復状態になったときには、近くに福祉避難所があった場合、そこに駆け込むような状況になり得るのではないかなという心配があります。それで、ここでは各自これを確認しておきましょうということなのですけれども、もうちょっと分かりやすい、先ほどもお話し伺って、同感したのですけれども、障害があっても登録されている人しかそこには行けませんという、そういうような意味合いのものを強く出したら分かりやすいのではないかなというふうに思いました。

精神障害の方の場合は、他の障害と共通点がありますので、いろいろなタイプが共有できるというふうに思って、この資料を作るのにあたって、すごくありがたく感謝しているところです。

## 委員

このマニュアルを読んだときに、内容的なものは、親がきちんと熟知しないといけないものであって、事細かく書かれているところは、ふだんあまり深く考えなかったけれど、

こういうものも必要だなということを改めて認識させられることがありました。そして、この案というのは親が読んで理解することであって、結局、当事者本人と一緒に、例えば、一次避難所に行った場合ですけれども、障害も本当に幅があるものですから、普通の方たちと一緒にいるところにいるというのが、とても無理になってしまう人たちも多いと思うのですね。だから、その場合に学校であったら、一つそういう場所を提供させてもらったらいいかなと思います。

お水の件ですが、避難するときの持ち物として、確かにそれは必要かもしれません。しかし、実際、子どもと親と二人がそこに仮に行くとしても、かなりの量の水を持っていくということは、到底難しいことだなということで、当座のお水とかは用意できても、現地で調達できるような、そういう方法があるといいのではないかなということを感じました。

先日もありましたけれども、地震の場合は、時間と場所を全くもって予知されずに起きてしまうものなので、うちの子どももリュックの中にはヘルプカードを一応持たせてはいるのですが、一人で行動して、下校や何かの途中で遭う場合もあるので、ヘルプカードは、本人が一人でも、誰かがリュックを開けるとか何かした場合に、この子はこういう子なのだなということが分かるように、ヘルプカードを本人に持参というか、体に身に付けさせるということとはとても必要なことではないかなと感じました。

障害の重さもありますけれども、1,400人以上の方の計画書というのは、年度中に作成されるということですが、そういう災害時に避難できたかどうかということを確認してもらえるツールがあったらいいのではないかなと思います。例えば、地域の民生委員の方とか地域の町会の方とか、そういう人が1,400人の重い方たちの避難ができていないかなとか、そういうものを近場の人が確認できるようなシステムがあったら、とても助かるのではないかなと思いました。

なかなか上手にしゃべれませんけれども、私は、一次避難のときには、知的障害のある人には、教室を一つ提供してもらおうということがいいと思うということと、ヘルプカードというのをリュックでも何にでも、とにかく本人が一人のときに、誰かがこの子はどういう子だということが分かるような、そういうものを身に付けさせるということを義務づけるぐらいの勢いがあるといいのではないかなと思いました。

## 委員

防災に関する意見交換会に参加しました。問題点は大体整理されていると思います。視覚障害は全く見えないわけですから、このようなマニュアルもなかなか個々の皆さんに徹底するのは、なかなか難しいと思います。音声の情報が一番我々には大事なことなので、このマニュアルも音声化していただいて、CDで配れるようにしていただきたい。

それから、いつも思うのですが、一次避難所と二次避難所の役割ですが、一次避難所ではここまでで、二次避難所は福祉避難所とも言われていますけれども、それは障害のある方だけ対象にするのか、どうもこれだけではあまり分からない。我々は一次避難所に逃げるのですよと言われているのですが、一次避難所は私たち視覚障害者のいろいろな状況の把握がちゃんとできている方が、そこには担当としているかどうかということが非常に問題になります。我々がそこにずっと置かれてしまったら、周囲は見えないですからね、そういう情報提供をどなたがしっかりやってくれるのかということなども、これから

は詰めていかなければならないことだなと思います。

我々としては、できるだけこのマニュアルに従って勉強させていただいて、これから、地震や水害が起きたときに、どのようにして対処するか、これからまた、持ち帰って検討しようと思っています。とにかく出していただいたことについてはありがたいと思いますので、持ち帰って、もう一度、皆さんと意見交換をして、よりいいものができるように努力したいと思います。

## 委員

マニュアルを作っただき、皆さんとここで話し合っ、聴覚障害者の中には、耳が聴こえないだけではなく、ろう者、難聴者、老年性の耳が遠い方などあります。しかし、皆さんは判断ができないと思います。そこで、手話で表してもら、または、難聴者の方には筆談をしていただく、耳が遠い方とは会話ができるみたいな、そのような判断方法を載せていただけるとうれしいと思います。自分から必要なことをお願いする、また、近所で手話を教わった方などがいたら介助していただきたいとか、支援していただきたいと思ひます。また、手話通訳者がいるなど、そのような支援を準備していただけるとうれしいと思ひます。また情報支援、皆さんに支援していただきたいのは、情報を話していただくときに、筆談はできなくても、また手話ができない人は、身振りでも私たちに伝えることができます。また筆談も、手話できる人と呼んでいただくなど、そういう支援をしていただきたいと思ひます。そのことを要望いたします。

また最後に、このような防災マニュアルに江戸川区の手話を知ろうパンフレットを載せていただけるといいかなと思ひます。QRコードなど載せていただき、皆さんが読み取っていただければ、手話を少しでも覚えていただくことができますので、そちらも併せてお願いしたいと思ひます。今後も進めていただけるとうれしいと思ひます。

## 副会長

マニュアル（案）を拝見させていただきます、様々な障害がある中で、支援者向けの啓発としては非常に良い資料だと思ひます。

ただ、当事者におきましては、いろいろな方がいらっしゃいますので、用語説明が必要な部分があったのかなと思ひましたので、事前の意見について書かせていただきました。

それから、当事者全員が個別避難計画をつくるということが大事なことになると思ひます。14ページ以降の申込書を見ますと、福祉避難所で対応している方が対象になると思ひます。ですけども、福祉避難所に避難する対象の方でない障害者もたくさんいらっしゃいますので、誰でも福祉避難所に入れるわけではないということをきちんと認識しておくということが必要であると思ひました。

障害別には、それぞれ細かいことがたくさんありますので、それはここで論じることは多分できないと思ひますので、個別に関係団体と当事者と行政が連携して、個別の対策を進めていかなければいけないかなというふうに思ひます。

## 会長

皆様、ありがとうございます。非常に貴重な意見をいただきまして、私も大変勉強に

なりました。

私からお話を少しさせていただきたいと思います。このマニュアルを最初に見させていただいて、非常にいいものだと感じました。ただ、今後は、マニュアルを作ったら、活用していただくためには、どういう形で周知をしていくかということがございます。もし仮に災害が起きたときに、これが手元にすぐあるのかどうか。この本を読むに当たっては、どのような形で読むのか。内容の周知を含めて、災害時に情報が入らないということが困ります。しかも、タイムリーな情報でないと困ります。ですから、この防災マニュアルでは、タイムリーな情報が取れることが重要です。2年、3年同じではなく、継続的に更新していくことが必要だと思いました。

また、中を見ると、バーコードがあります。災害情報の収集が重要だと思います。今、区がどういう情報発信しているのかバーコードでぱっと見られることがまず初めだと思います。防災マニュアルは重要なのですが、タイムリーな最新情報を1ページ目に持つてくるのもいいですし、大きく見られることが重要だと私は思いました。ホームページから、ぜひこういった更新マニュアルがPDFで拾えるような形も一つなのかなと思います。実際、災害に遭遇してみると、情報というものが非常に重要になってきますので、その点を加えていただけるといいのかなと思いました。

皆様の意見で、福祉避難所という話がございました。私の介護施設も福祉避難所になります。2年前の台風のときに、福祉避難所として、どうあるべきかということを考えさせられました。千葉にも介護施設がございまして、2年前の台風19号で2か月間の停電を経験しました。福祉避難所というのは、皆さんに頼られる部分もあろうかと思いますが、支援する側もちゃんとしなければならないなど、改めて感じました。避難する方が駆けつけても、正直なところ、避難所では水は出ない、停電で職員もまだいないという状況で、利用者100人抱えているので精いっぱいだという状況は、まずいと思います。

ですから、このような防災マニュアルを作る上で、支援する側、福祉避難所も支援のマニュアルというのを、いわゆるBCPは必要です。介護施設においては、介護報酬改定でBCPの策定、いわゆる災害時に対してどういう対応をしなければならないかということ、事業を継続的に行うためにはどのような対策をしなければならないという3年間の経過措置で作rinaさいと言われていきますので、このようなところも含めて、地域で情報を連携するために何が必要かという点でも、行政と連携していかなければならないと思います。恐らく福祉避難所が作るマニュアルは、区と連携しながら、必要な部分を区独自で盛り込んでいくような実のあるマニュアル作成が必要だと改めて感じました。

停電が起きると、水が出ません。電気がつかないだけだろうと思っているのですが、水が出ないことを知らない職員もいます。施設は、ポンプで水を上に上げて流すので、電気が止まるとポンプで水も上げられないので、水も出なくなります。実際目の当たりにして、避難訓練や災害訓練は非常に重要だと、私はいつも思っています。福祉避難所の対応力向上の対策として、並行してやっていただけると、皆さんが避難所として、駆けつけたら機能しなかったということがないように、留意いただければと思っております。

それでは、本日の意見交換の内容を反映した案を次の協議会で示されると思います。ほかにございましたら、事務局へお知らせいただければと思っております。

## 危機管理部副参事

危機管理部でございますけれども、様々に出たご意見などについて、少しお話しさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、福祉避難所の受入れの考え方は、皆さんのご指摘のとおり、一般の方が入ってきてもお断りをするというような状況があって、名簿に定まった方しか受け入れられないところがあるので、区と受け入れる施設で災害時協力協定を変更した後に、公表をさせていただきたいと考えています。福祉避難所の存在意義と、受入れの対象者をしっかりと公表してまいりたいと思います。

それから、受入れ側の整理の話もありましたけれども、避難確保計画というのは、水防法に基づいて、受入れ側の施設で義務化されています。ただ、これが本当に訓練を通じて実行できるかという状況も課題としてあると思っていますので、ぜひ危機管理部にご相談いただきながら、スタッフの皆さんと勉強し、実行力を高めていくようなことをさせていただきたいと思っています。

それから、今回のマニュアルは、事前にこのマニュアルを使っていただいて、書かれているポイントを個別避難計画書に反映することがポイントになります。作成するプロセスが大事だと思っていて、当事者の方を中心に書いていただくので、当然、当事者の方ですと、内容も専門的な部分もあり、書き切れないところがあります。計画相談専門員のように日頃付き合っている福祉専門職の方と寄り添って記載していただくことが重要だと思っています。マニュアルを使って個別避難計画書に書き込んでいくプロセスこそが、具体的に災害が起きたときに避難をどうしていくかということに結びついてきますので、ぜひこのプロセスを大事にさせていただきたいということを申し添えたいと思います。

## 会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事2、情報共有・その他につきまして、事務局からお願いいたします。

## 健康部副参事

私からは、資料4について、皆さんと共有させていただければと思っております。

今、国を挙げて、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、医療、福祉だけではなく社会参加、住まい、地域の助け、教育など、包括的に確保された精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいるところであります。

この背景には、国が平成16年度に入院医療中心から地域生活中心へという精神保健医療福祉の改革ビジョンを示しているのですが、それから15年経過しており、進んだ部分もありますが、まだまだ達成できていない様々な課題があるのが現状となっています。

その間、江戸川区でも、病状も安定していて地域で受け入れられる体制さえあれば地域で暮らせるのに、入院せざるを得ないという状況に置かれている社会的入院とされる方の退院促進に向けた働きかけは、医療機関との連携強化を中心に行ってきたのですが、病院から押し出すということだけに注力しては、課題は解決されないという

ことで、地域で体制整備をする上では、障害者の理解促進を行うなどの課題が山積しているのが現状です。

そこで、課題解決は一朝一夕に図られるものではないのは当然ですが、持続的に具体的に前進していくために、私たちは国が示すケアシステムの構築の事業に参加させていただきながら進めているところです。その進捗を報告させていただければと思っております。

この報告をさせていただくことで、精神分野の動きを理解していただくとともに、その課題の共有はもちろんですし、他の障害の視点からアドバイスなどもいただけたらと思っております。福祉分野では、身体・知的障害に比べて、まだ精神は遅れているというか、歴史が浅いというか、福祉分野はまだまだ追いつかなければいけないところがあるのも現状です。体制の底上げを図っていきたいと思いますので、定期的に精神分野の進捗状況をご報告させていただければと思っております。

去年から、具体的なアクションとするために、課題が幅広くあるので、一つ一つ解決という方法もあるのですが、四つのワーキンググループに分けて、同時進行で、ワーキンググループごとで年度ごとの短期的な目標、計画を掲げて、進める取り組みを始めました。その四つの大きなグループに分けて、普及啓発、医療連携、住まう、住まうというのは、住み家だけではなく、地域で暮らすことも含めたところで住まうという表現とさせていただいています、そして、障害者理解を深めて広げていくためにも、ケアサポーターの活躍というのは欠くことはできませんので、ケアサポーターの育成、活躍の場の開拓などもワーキンググループで検討していきたいと思っております。

資料4の2番目には、地域自立支援協議会、精神保健福祉協議会もありますので、そのような協議会と情報共有し、検討を進めていきたいと思っております。

裏面には、去年から今年にかけて、目標を掲げて、このようなメンバーで会を進めています。内容について一覧になっております。紙面での報告とさせていただきたいと思っております。このような形で共有させていただきながら、この場で協議というのはなかなか難しいと思うので、皆さんからのご意見を集める方法なども今後検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひご意見聞かせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

その他、チラシ3点に関して、黄色いチラシ、「いのち見守り隊養成講座」になります。ゲートキーパーの養成講座です。自殺対策の一環で行うもので、一般向けの講習の実践編になります。11月12日、来週の金曜日に行いますので、まだ席に空きがあるかと思っておりますので、ご希望の方がいましたら、ぜひ受講していただければと思っております。

次に、「人生を再編する高次脳機能障害を持って働くということ」高次脳障害に関する普及啓発を目的に行う講演会のお知らせになります。12月12日に開催予定です。オンラインでも現場でも聞くことはできますので、ぜひ広く見ていただければと思っております。QRコードから申込みできますので、よろしく願いいたします。

最後に、「スマホで元気アクション！」になります。「えどがわ元気ポイントではじめよう!」、健康づくりを楽しみながら行おうということで、ポケットヘルスケアというアプリを利用した実証事業でございます。実証実験というところで、期間が短期間ではありますが、今まさに始まっている最中で、2月28日まで、まだ期間がしばらくありますので、ぜひ皆さんもご自身のスマホで登録していただいて、ポイントが100ポイントたまると

くじが1回引けるというようなイメージを持っていただけるといいです。先ほどの黄色いチラシのいのち見守り隊養成講座を受講すると20ポイントになります。このような講習会とも連動していますので、楽しみながら知識も深めながら、ご自分に役立てていただければと思います。ぜひチラシを見て登録していただいて、分からないことがあれば担当部署に連絡いただければご説明いたしますので、ぜひご活用ください。

### **障害者福祉課長**

障害者福祉課からは、医療的ケア児を支えるまちづくりということで、この9月18日に医療的ケア児の支援法が施行されましたので、その記念の講演会を開催しております。オンラインでどなたでも参加できて、期間も10月15日から11月15日まで自由にご覧いただけます。少しボリュームありますけれども、何回かに分けて見ることができますので、どうぞよろしく願いいたします。

ここでは、医療的ケア児コーディネーターを今年から配置させていただいておりますので、区の施策の中で医療的ケア児コーディネーターの齊木からのメッセージも入っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

講師は、医療的ケア児支援関係機関連携会議の会長であります、田中真衣先生にお願いをしているところでございます。

続きまして、東京パラリンピックの報告と障害者スポーツ推進月間について、スポーツ振興課から説明させていただきます。お願いいたします。

### **スポーツ振興課長**

毎年11月は障害者スポーツ推進月間ということで、昨日も、祝日ではございましたが、区内の様々なスポーツ施設で障害者の方にご参加いただけるスポーツイベントを実施させていただいたところでございます。

今般、コロナの影響も引き続きあるものですから、例年11月には、パラスポーツフェスタという区内で最大の障害者スポーツイベントをやらせていただいておりますが、こちらは今回、オンライン形式でやらせていただきたいと思いますと思っております。今後ホームページ等でご案内をさせていただきますので、ご参加をいただければと思っております。

ご存じのとおり、今年度は、この夏にオリンピック・パラリンピックが東京で行われました。オリンピックももちろんでございますけれども、パラリンピックに関しましても、5名の区内在住選手が出場いたしまして、特にパラバドミントン藤原選手は、3位に入りまして銅メダルを獲得するなど、出場した区内の8名の選手は、それぞれ活躍していただきました。

本日は、そのようなことも含めた障害者スポーツの取組について、情報提供と現状報告をさせていただければと思っております。詳しくは担当係長よりご説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

### **障害者スポーツ係長**

まず、先ほど課長が申し上げたとおり、パラリンピック、5名の選手が活躍をしていただいたのですが、それ以外に、今回の大会に併せて国際パラリンピック委員会と国際障害

者同盟が「WE THE 15」を立ち上げました。これは全人口の15%に当たる12億人の方に、何らかの障害がある方がいらっしゃるというふうに言われておりました、その方たちが特別な存在ですとか、感動的な存在という方たちという形ではなくて、健常者と同じ課題を抱えた普通の人々として受け入れていくべきであるという、そのようなメッセージを込められたものでございまして、江戸川区が目指す共生社会の実現を目指す上で大きなヒントになるようなものではないかなと思っております。このような形でパラリンピック・エフェクトというものを推進力に、15%に含まれる方々もスポーツを楽しめる環境をつくり上げていくために、これからも取り組んでまいりたいと思います。

また、11月は障害者スポーツ月間ということで、ポスター等で広報させていただいておりますが、事前申込みが必要なものもありますので、まだ空きがございましたら、皆様で参加をお願いできればと思っております。

また、昨年度もご案内をさせていただきましたが、江戸川区内のスポーツ施設では、スポーツコンシェルジュという形で、どなたが行っても、スポーツ施設の窓口で相談にのり、どのようなスポーツができますよというのをご案内できるような仕組みづくりをしております。

また、総合体育館とスポーツセンターにおいては、月に1回、作業療法士や理学療法士も含めた個別相談会を予約制で行っております。こちらも利用していただきながら、スポーツを楽しんでいただく機会にさせていただければと思っております。

また、江戸川区においては、昨年12月に「22競技できる宣言」というものを行いました。パラリンピックにおける22競技ができる環境を区内に整えてございます。これらの場所の提供などを行っていますが、中身をこれからさらに充実させていかなければなりません。まず22競技宣言というのを行い、22競技ができる環境にございますので、皆様、できましたらこのスポーツ体験をしていただきたいと思います。説明とさせていただきます。

## 障害者福祉課長

ありがとうございます。

会長、それでは、議事2の情報共有・その他につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からほかに何か連絡事項ございますか。

## 障害者福祉課計画調整係長

事務局からは、最後にチラシを1枚入れさせていただきます、「本人中心の暮らしはこうして実現する！」というセミナーのご案内をさせていただきます。

12月13日月曜日の午後1時20分から4時10分まで、東京都庁にあります第1本庁舎5階

の大会議室におきまして、東京都心身障害者福祉センターの主催で開催されます。

今回は会場にお越しになれない方のために、セミナー終了後に期間限定でオンラインによる動画配信も行うそうです。会場参加、動画配信ともお申し込みが必要となっております。チラシの裏面に申込書がついておりますので、こちらでお申し込みをしていただければと思います。申し込み期限は11月13日までとなっております。

資料の説明は以上でございます。

続きまして、第3回の地域自立支援協議会の日程について、ご案内させていただきます。

年明けまして、令和4年2月10日木曜日の午後、会場は本日と同様に、こちらのグリーンパレス2階、千歳芙蓉の間で開催させていただきたいと考えております。詳細な開催時間につきましては、後日連絡をさせていただきます。どうぞご予約くださいますように、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

## 会長

ただいま事務局からご説明がありましたが、次回の協議会開催について、ご予約のほど、よろしくお願いいたします。後日、事務局より開催通知をお送りいたします。終了時刻が迫っておりますが、皆様から何か連絡事項ございますか。

## 委員

今回、チラシお配りしないのですけれども、12月14日にタワーホール船堀で、毎年行っております就労支援フェアというのを行います。このフェアに関してですが、ハローワーク木場と連携して行う就職面接会は、いつもですと20社以上の企業の面接会を行っていますが、コロナの影響で、東京都内で大型の面接会は中止になっている状況もあり、今回は、13社の面接会を行います。ハローワーク木場が受付となっております。11月中旬から受付が開始になる予定です。

また、白鷺特別支援学校、鹿本学園、江東特別支援学校と連携して福祉説明会を行い、その中で施設紹介の動画配信を行う予定です。学校の保護者の方たちが、コロナの影響で去年から福祉説明を聞ける場がなくなっており、福祉を知る機会がなくなっています。このフェアの中で、来場者を若干名入れ、その他多くの来場者にはオンライン上で参加いただくような形で福祉説明会を行います。江戸川区内にある生活介護、就労継続支援B型・A型、就労移行支援事業所の動画配信をできればと思います。YouTubeに掲載し、活用していきたいと思っています。

## 会長

ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

それでは、皆様のご協力により、無事協議会を終了することができました。以上をもちまして、第2回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会時刻 午後3時7分